

令和7年4月1日

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）

入札参加資格者 各位

高知市総務部契約課

建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について

建設工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の対象となる業務について、令和7年4月1日以降に公告及び指名通知を行うものから、予定価格（税込み）が100万円を超える業務を対象とします。

最低制限価格の算定方法については、下記のとおりです。

記

1 対象業務

契約課で入札を行う予定価格（税込み）が 100万円 を超える測量、土木設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等の建設コンサルタント業務

2 最低制限価格の算定方法

測 量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50/100
土木設計	直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費等×50/100
建 築 ・ 設備設計	直接人件費＋特別経費＋技術経費×60/100＋諸経費×60/100
家屋補償	直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費等×50/100
地質調査	直接調査費＋間接調査費×90/100＋解析業務費×80/100＋諸経費×50/100

※予定価格が（直接人件費＋直接経費＋技術経費＋諸経費）の費目構成で算定されている場合は、指名通知書等で最低制限価格の算定方法等を表示します。

3 最低制限価格の設定範囲

- (1) 測量業務については、上記算定式により算出した額（税抜き，以下同じ）が予定価格（税抜き，以下同じ）の10分の8.2を超える場合は予定価格の10分の8.2とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (2) 土木設計及び家屋補償については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.1を超える場合は予定価格の10分の8.1とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (3) 建築・設備設計については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8を超える場合は予定価格の10分の8とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (4) 地質調査については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格の10分の8.5とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格の3分の2の額とする。
- (5) また、2つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。

以 上